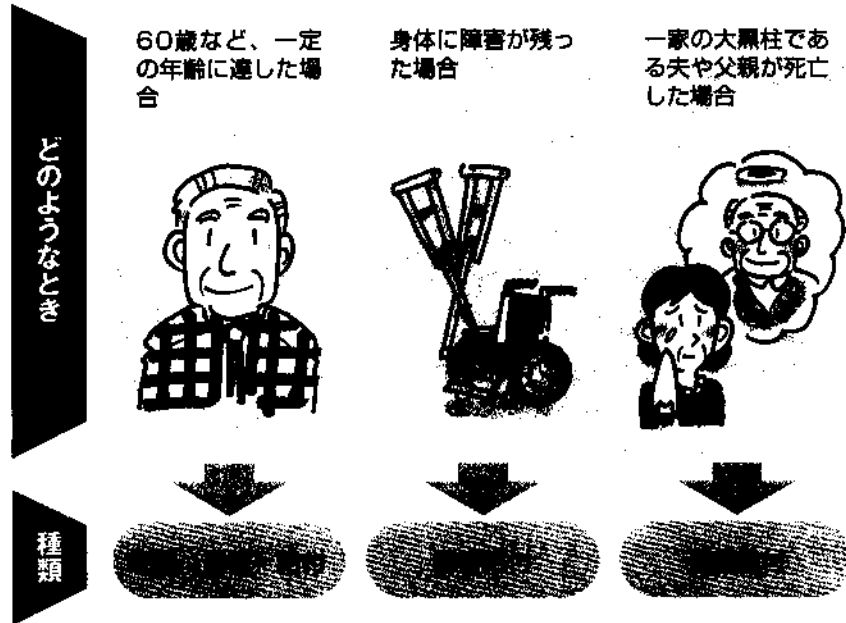


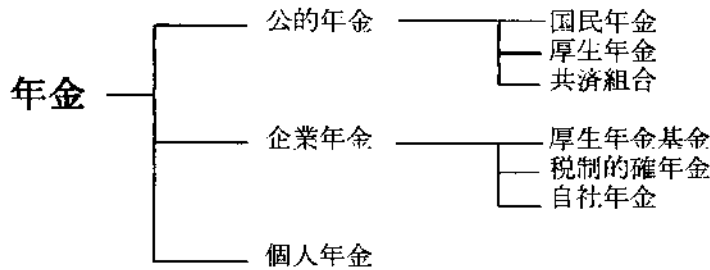
第1回 関西大学校友会芦屋支部 若手情報交換会
「知って安心公的年金」

H9文卒
 社会保険労務士 浅尾 和重

I 年金制度の概略
 1. 年金とは



2. 年金の種類

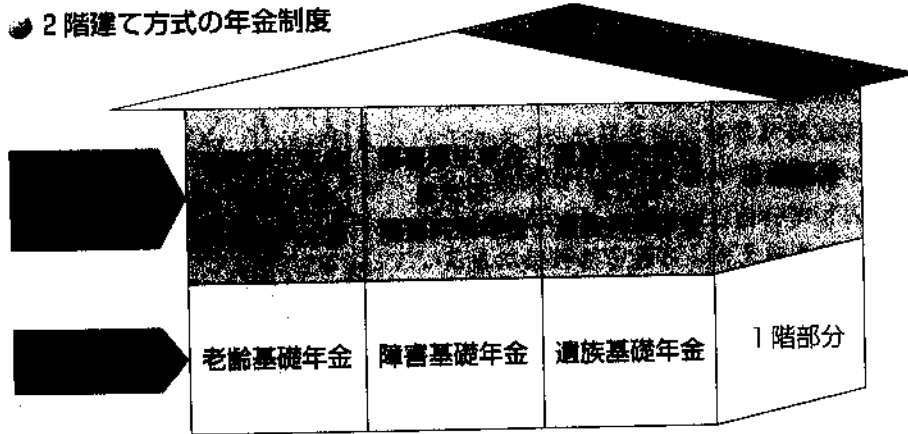


●国民年金加入者の種別 (加入者数は平成14年3月末現在。厚生労働白書15年版より)

国民年金 (基礎年金)			
第1号被保険者 農林漁業・自営業者 とその配偶者、学生 など 2,207万人	第2号被保険者 厚生年金保険・共済組合に加入している 人 518万人	第2号被保険者 3,158万人	第3号被保険者 第2号被保険者に 扶養されている配 偶者 1,133万人

・2階建て年金という考え方

● 2階建て方式の年金制度



3. 年金を理解する為の3つのポイント

- ① 昭和61年の大改正(悪)
- ② 1人1年金の法則
- ③ 加入期間の要件はすべて国民年金の期間で考える

4. 保険料について

国民年金保険料	月額 13,300円(平成16年現在)
厚生年金保険料	標準報酬月額 × 135.8 ÷ 1000

5. 年金の支払期日について

II 老齢給付のしくみ

1. 老齢基礎年金

① もらう為の条件

- ①厚生年金保険の被保険者、または国民年金第1号被保険者の期間が25年以上ある。

25年以上

- ②昭和31年4月1日以前生まれの人で、厚生年金保険の加入期間が表の生年月日に応じた期間以上ある（年金制度の大改正があった昭和61年に30歳以上だった人に対する優遇措置）。

昭和27年4月1日以前	20年以上
昭和28年4月1日以前	21年以上
昭和29年4月1日以前	22年以上
昭和30年4月1日以前	23年以上
昭和31年4月1日以前	24年以上

- ③昭和26年4月1日以前生まれの人で、40歳（女性は35歳）以降の厚生年金保険加入期間が表の生年月日に応じた期間以上ある（既得権の保護、高齢者の保護。昭和61年に35歳以上だった人に対する配慮）。

昭和22年4月1日以前	15年以上
昭和23年4月1日以前	16年以上
昭和24年4月1日以前	17年以上
昭和25年4月1日以前	18年以上
昭和26年4月1日以前	19年以上

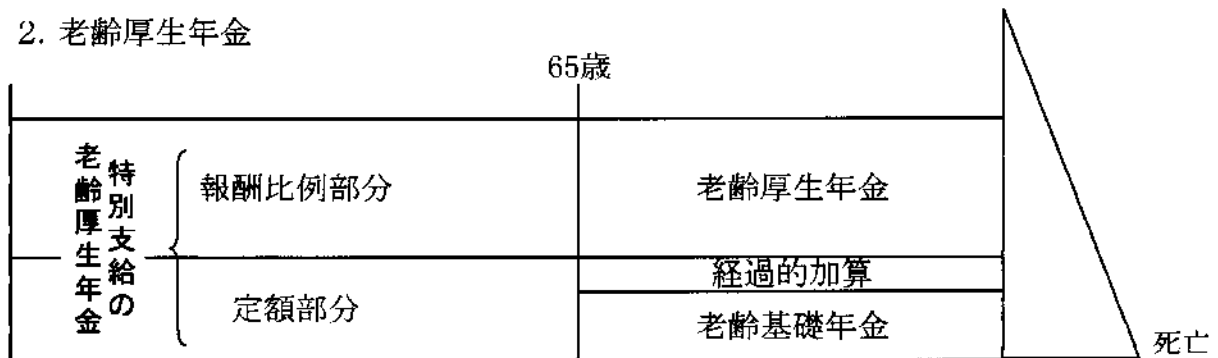
- ②もらえる額・・・40年で満額

794,500円(H16年度現在)

付加年金 200円×納付月数
振替加算 228,600円～15,300円

- ③もらえる年齢 ……原則65歳から

2. 老齢厚生年金



- ①もらえる年齢 ……原則65歳から

ただし経過措置で60～64歳の間は特別に支給し、段階的に減らす。

→ 特別支給の老齢厚生年金

②もらえる条件

- ・特別支給の老齢厚生年金(60～64歳)
 - ・老齢基礎年金をもらえる状態にあること。
 - ・厚生年金に1年以上加入していること
 - ・60歳になっていること
- ・老齢厚生年金(65歳～)
 - ・老齢基礎年金をもらえる状態にあること。
 - ・厚生年金に1ヶ月以上加入していること
 - ・65歳になっていること

③もらえる金額

- ・定額部分
 $1,676円 \times 生年月日に応じた率 \times 厚生年金の加入期間 \times 物価スライド率$

・報酬比例部分

平成15年3月までの分

$$A = \text{平均標準報酬月額} \times (9.5 \sim 7.125) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

平成15年4月以降の分

$$B = \text{平均標準報酬月額} \times (7.692 \sim 5.769) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

(賞与込み)

支給額は $A+B$

- ・加給年金 20年以上厚生年金に加入した人へ支給

配偶者		228,600円
子	1人	228,600円
	2人	457,200円
	3人	533,400円
	...	
	+	
特別加算		168,700円

④在職老齢年金について

Ⅲ 障害給付のしくみ

1. 障害基礎年金

① もらえる条件

・保険料の要件

病気または怪我で初めて病院へ行った日(初診日)の前々月までの保険料の未納期間が3分の1未満であること。

特例:平成18年4月1日までの病気、怪我の初診日前々月から1年間前に間に保険料未納期間がないこと。

・保険加入の状態

- 国民年金に加入していること。
- 被保険者であった者で60～64歳の人
- 初診日が20歳より前の人

②もらえる金額

1級		993,100円
2級		794,500円
子の加算	1人	228,600円
	2人	457,200円
	3人	533,400円
	...	

2. 障害厚生年金

① もらえる条件

・保険料の要件

病気または怪我で初めて病院へ行った日(初診日)の前々月までの保険料の未納期間が3分の1未満であること。

特例:平成18年4月1日までの病気、怪我の初診日前々月から1年間前に間に保険料未納期間がないこと。

・保険加入の状態

- 初診日において厚生年金の被保険者であること

②もらえる金額

平成15年3月までの分

$$A = \text{平均標準報酬月額} \times (9.5 \sim 7.125) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

平成15年4月以降の分

$$B = \text{平均標準報酬月額} \times (7.692 \sim 5.769) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

(賞与込み)

1級	$(A+B) \times 1.25$	
2級	$A+B$	
加給年金		配偶者 228,600円

3級 $A+B$ のみ(加給年金がつかない)

障害手当金(一時金) $(A+B) \times 2$

IV 遺族給付のしくみ

1. 遺族基礎年金

① もらえる条件

・保険料の要件

死亡日の属する月の前々月までの保険料の未納期間が3分の1未満であること。

特例:平成18年4月1日までの死亡日の属する付きの前々月から1年間前
の間に保険料未納期間がないこと。

・死亡した人の状態

- 国民年金に加入中
- かつて加入していた人で60～64歳の人
- 老齢基礎年金をもらっている人
- 老齢基礎年金支給までの待機中の人

・もらう事ができる人

- 妻
- 子(原則高校卒業まで)

② もらえる金額

・妻の場合

		794,500円
子の加算	1人	228,600円
	2人	457,200円
	3人	533,400円

・子の場合

	1人だけ	794,500円
	2人	228,600円
	3人	457,200円

2. 遺族厚生年金

① もらえる条件

・保険料の要件

死亡日の属する月の前々月までの保険料の未納期間が3分の1未満であること。

特例:平成18年4月1日までの死亡日の属する付きの前々月から1年間前
の間に保険料未納期間がないこと。

・死亡した人の状態

- 厚生年金に加入中
- かつて加入していた人で被保険者中に初診日がある人で、初診日から
5年以内に死亡した時
- 障害厚生年金1、2級をもらっている人が死亡した時
- 老齢厚生年金をもらっている人
- 老齢厚生年金支給までの待機中の人

・もらう事ができる人

- 配偶者(夫の場合は55歳以上)
- 子(原則高校卒業まで)
- 父母(55歳以上)
- 孫(原則高校卒業まで)
- 祖父母(55歳以上)



②もらえる金額

平成15年3月までの分

$$A = \text{平均標準報酬月額} \times (9.5 \sim 7.125) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

平成15年4月以降の分

$$B = \text{平均標準報酬月額} \times (7.692 \sim 5.769) \div 1000 \times \text{加入期間} \times 1.031 \times \text{物価スライド率}$$

(賞与込み)

(A+B) の 4分の3